

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会の運営に関する細則

公正かつ適正で充実した手続の下での裁判のより一層の迅速化に資するため、裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)により、最高裁判所が裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行うこととされたこと、同法による検証の実施に当たっては法曹三者の協力や外部有識者の関与に対する配慮が求められていること等を踏まえ、裁判の迅速化に係る検証に関する規則(平成15年最高裁判所規則第26号)第4条に規定する検討会の運営に関する細目は、次のとおりとする。

1. 検討会の委員は、合計15人以内とする。なお、検討会発足時における委員は、裁判官2人、検察官1人、弁護士2人、その他の学識経験者5人の合計10人とする。  
委員は、任期を2年とし、再任されることができる。  
座長は、委員の中から、委員の互選により選任する。
2. 検討会においては、必要に応じ、委員以外の者から意見を聴取することができる。
3. 検討会は、検証の進行に合わせて、随時開催されるものとする。
4. 検討会は、原則として、最高裁判所において開催する。
5. 検討会においては、裁判手続の類型ごとの特性を踏まえ、裁判所における手続の実施状況及びこれに関連する事項について、調査の内容及び方法、調査結果に基づく分析の内容及び方法その他の事項に関する意見を聴取する。
6. 検討会の開催結果の概要を作成する。なお、開催結果の公表に当たっては、関係者のプライバシーに十分配慮する。
7. 検討会の運営に当たって必要となる事務は、最高裁判所事務総局総務局において処理する。